

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年 2月16日(金) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 2 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・3 坂倉^{さかくら} 行光^{ゆきみつ}・4 田村^{たむら} 明^{あきら}・5 前川^{まえかわ} 洋子^{ようこ}
8 喜多^{きた} 義幸^{よしゆき}・9 石井^{いしい} 康宏^{やすひろ}・10 川口^{かわぐち} 邦次^{くにじ}・12 淺生^{あさお} 哲也^{てつや}
13 平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}・19 佐野^{さの} すま子^こ・21 坂野^{さかの} 大徹^{だいてつ}・24 川邊^{かわべ} 千秋^{ちあき}
以上12名

欠席委員 1 太田^{おおた} 泰弘^{やすひろ}・11 横山^{よこやま} 帛生^{はくお}

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長職務代理者 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 19 佐野^{さの} すま子^こ・21 坂野^{さかの} 大徹^{だいてつ}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第5号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>それでは、第2回第1農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席は1番 太田泰弘委員と11番の横山帛生委員の2名で、出席委員は12名です。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。</p> <p>19番 佐野すま子委員、21番 坂野大徹委員、よろしく申し上げます。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第5号まで、事務局から一括してご報告をお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>すみません、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>合計のところをご覧いただきたいと思います。件数は2件で、面積は、田で7,338㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>続きまして、2ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から9で、6ページをご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>合計で件数は9件、合計面積は6万9,495.51㎡で、内訳としまして田が5万93㎡、畑が1万9,402.51㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地などになっているところにつきましては、無断転用の可能性もありますので、届出人に対して指導させていただいております。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、宅地分譲用地 番号2、一般個人住宅用地</p> <p>件数はこの2件で、合計面積は畑で543㎡でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について使用貸借でございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、田で404㎡でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 時効取得による所有権移転についてでございます。</p> <p>番号1、権利者 _____ 外1名、申請地は畑で合計面積が694㎡、取得年月日は平成9年3月1日でございます。</p> <p>番号2、権利者 _____、申請地は畑で964㎡、取得年月日は昭和57年12月25日でございます。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は畑で1,658㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、時効取得が完成しております。</p> |

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いします。
それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案書は10ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 高茶屋、受人 _____、面積 3,488.7㎡、渡人 _____、面積 6,521㎡、申請地 高茶屋小森町向山 _____、台帳地目、現況地目とも畑で面積 677㎡外1筆、合計面積 1,652㎡。
これにつきましては、生前部分贈与になります。
番号2、地区 高野尾、受人 _____、面積4万5,417㎡、渡人 _____、面積 3,026㎡、申請地 高野尾町西南野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 456㎡。
これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
番号3、地区 豊津、受人 _____、面積 22万891.4㎡、渡人 _____、面積 1,188㎡、申請地 河芸町影重里西 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,000㎡外1筆、合計面積 1,188㎡。
これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
以上、件数は3件で合計面積は3,296㎡、このうち田が1,188㎡、畑が2,108㎡でございます。
これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
地元委員の意見を伺います。
番号1番。

事 務 局

番号1番、高茶屋の案件につきましては、本日欠席されております太田委員の所管部分で、事前に問題ないということでご連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとう。
番号2番。

| | |
|-------|--|
| 坂倉委員 | 3番、坂倉です。2月9日に地元推進委員と現地確認しました。特に問題ないという報告を受けておりますので、よろしくお願いします。 |
| 議 長 | はい、ありがとうございます。 番号3番については、私が担当する地区になります。 地元推進委員も特に問題なしということで報告を受けております。また、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。 地元委員から異議のない旨の発言がありました。 皆さん、いかがですか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（所有権移転）についてですが、番号8番に関しましては、_____委員に関する案件でございますので、先に番号8の採決をし、その後、番号1から7番、9から12の案件について採決したいと思います。 それでは、番号8に関して、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いしたいと思います。 |
| 議 長 | 番号8の説明を、事務局お願いします。 |
| 事 務 局 | 議案書のほうは、11ページ番号8の案件になります。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）のうち、番号8で、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町楠原久保垣内_____、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 49㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。ただ、昭和61年に既に転用されておりまして、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | ありがとう。 事務局の説明が終わりました。 番号8について、地元委員の意見を伺います。 |
| 石井委員 | 9番、石井です。 事務局の説明どおり、何も問題ないと思います。 よろしくお願いします。 |

議 長 ありがとう。
番号8については担当委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、番号8については許可することに決定いたします。
_____委員、入室してください。

議 長 それでは、番号1から7、番号9から12の説明を、事務局お願いします。

事 務 局 それでは、議案書のほうは11ページ、12ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 神戸、受人 (株)____、代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 野田法事谷____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,477㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、501.12㎡、不整形地のため利用率といたしましては転用面積の33.9%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 野田法事谷____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,448㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、501.12㎡、これも不整形地であるということを利用しては転用面積の34.6%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号3、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 野田法事谷____、台帳地目・現況地目とも田、面積 872㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、327.52㎡、不整形地でありますことから転用面積の37.6%の利用率というふうな状況になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号4、地区 高茶屋、受人 特定非営利活動法人____、理事 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町瓦ヶ野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 83㎡外1筆で合計面積 411㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を従業員用の駐車場用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号5、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 304㎡ 外1筆で合計面積 370㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、198㎡で、転用面積の53.5%に当たります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 高野尾、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 高野尾町中町 _____、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 489㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、寺院境内地とするものです。数十年前から荒廃地となっているということで渡人から耕作放棄に関する始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高野尾、受人 _____、渡人 _____、申請地 高尾町中町 _____、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 119㎡外2筆で合計面積 1,067㎡。

これにつきましては、前の案件同様で、受人は、渡人から申請地を譲り受け、_____とするものです。同じく数十年前から荒廃地となっているということで渡人から耕作放棄に関する始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町北神山坂ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 657㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、327.32㎡で、転用面積の49.8%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野中之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 462㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭・駐車場・物置用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 村主、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 安濃町今徳北出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 330㎡外1筆で、12ページをご覧いただきたいと思えます。合計面積でございますが、これが1,257㎡でございます。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置き場・道路及び排水管敷地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 村主、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 安濃町今徳北出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 735㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建て売り分譲住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は、先にご審議いただきました番号8を除きまして全部で11件、合計面積は1件減らした分、9,245㎡、このうち田が5,657㎡、畑が3,588㎡になります。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員の意見を伺います。
番号1番、2番、3番です。

前川委員 5番、前川です。
2月9日に会長、部会長、それから地元推進委員と現地確認いたしまして、事務局の説明どおり、特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。
番号4番。

事 務 局 番号4、高茶屋の案件と番号5の雲出の案件、この2件につきましては本日欠席されております太田委員の案件になりまして、事前に問題ないということで連絡をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい。
番号6、7番。

坂倉委員 3番、坂倉です。
2月9日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員と現地確認しました。
特に問題はないと思ひます。
また、2月13日に高野地区の農業振興協議会において諮ったところ、この土地が志登茂川の流域に接しているということで、境界立ち会いしなくていいのかと質問されました。
行政書士が県と協議したところ、必要ないとの回答であったため、問題はないと思ひます。
もう一つ、この土地の中に農道が通っており、これについてもどうなのかということがありました。行政書士が津市の農業基盤整備課と協議したところ、加工申請の必要があるため手続きをするとのことでしたので問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとう。
番号9番。

石井委員 9番 石井です。
地元推進委員からも問題ないと聞いておりますので事務局の説明どおり何も問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとう。
番号10番。

事 務 局 本日欠席されております横山委員の担当地区になります。事前に問題ないと

いうことで連絡いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。
番号11番。

平井委員 13番、平井です。
2月9日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認を行いました。
事務局の説明どおりで、地元推進委員も何も問題ないという意見でございますので、よろしくお願いいたします。
続きまして、12番も説明させていただきます。
これも2月9日に現地確認を行いまして、地元推進委員も問題ないということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。
地元委員さんからは異議のない旨の発言、ありました。
番号1から7、番号9から12について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、番号1から7、番号9から12については許可することに決定いたします。
次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里窪田町西鳶_____
、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 223㎡。
これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号2、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里睦合町西垣内_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 399㎡。
これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号3、地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町久知野橋爪_____
、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 59㎡外1筆、合計面積 935㎡。
これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、平成27年12月から既にこの目的で転用されておりました、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。
パネル設置面積は、324.80㎡、不整形地でありますことから利用率といたしましては、転用面積の35%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上、件数は3件、合計面積は1,557㎡、このうち田が223㎡、畑が1,334㎡でございます。
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番、2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。
1番につきまして、2月9日に地元推進委員と現地確認しました。特に問題はありません。
それから2番です。同じく2月9日に地元推進委員等と現地確認しました。事務局の説明どおり、特に問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。
番号3については、私の担当する地区になります。
今事務局の説明のあったとおり、地元推進委員も別に問題ないということで、よろしくお願いいたします。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。
次に、別冊でお配りしました議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださいと思います。下の合計欄のところの説明をさせていただきます。
まず、津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14万6,785㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1万1,245㎡、契約件数62件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2万1,015㎡、契約件数8件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3万8,297㎡、畑の使用貸借で1,544㎡、契約件数11件でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万8,317.21

m²、畑の賃貸借で5,607m²、契約件数9件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で2,738m²、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借合わせまして22万7,152.21m²、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で1万8,396m²、合計契約件数は91件、合計面積は24万5,548.21m²となっております。

次に認定農業者の集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積につきましては津地区で21件、河芸地区4件、安濃地区8件、芸濃地区4件で合計37件、合計面積は14万1,748m²でございます。

今回の利用集積計画のうち、件数では40.7%、面積では57.7%が認定農業者のほうに集積されているというふうな状況になります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございます。ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてです。ご審議をお願いします。

まず整理番号56についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

この件について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

入室してください。

議長

次に、整理番号77外1件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

議長

この2件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

入室してください。

| | |
|------|---|
| 議 長 | 次に、整理番号30、ほか31件の_____に関する分についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。 |
| 議 長 | この32件について、いかがでしょうか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | ありがとうございます。 入室してください。 |
| 議 長 | 番号81番の件で_____委員、一時退室をお願いします。 |
| 議 長 | 皆さん、いかがですか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | ありがとうございます。 入室してください。 |
| 議 長 | 議事参与の制限に該当しない案件につきましては、ご審議をお願いします。 皆さん、いかがでしょうか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | ありがとうございます。 それでは、議案第4号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。 |
| | 以上で部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で、第2回第1農地部会を終了いたします。 |
| | 午前10時38分 |

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年2月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____